

調達要求番号：6NNK1CK0022

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
神町飛行場除草等役務		53	
	作	成	令和8年6月22日
	変	更	
	作成部隊等名		神町駐屯地業務隊 管理科

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊神町飛行場において実施する「神町飛行場除草等役務」について適用する。

1.2 引用文書等

1.2.1 関連文書

国土交通省航空局制定空港土木工事共通仕様書

1.2.2 附属書

別図第1～別図第3、別表

2 役務概要

2.1 役務場所

山形空港内 陸上自衛隊神町飛行場

別図第1のとおり

2.2 役務内容

本役務は、山形空港内にある神町飛行場オートローテーション訓練場地域の除草作業及び雑木約10本の伐根作業を行うものとする。

2.3 役務数量

場 所	除草回数	除草面積	除草時期
オートローテーション 訓練場	1回	124,000㎡	8月中旬 ～8月下旬

詳細は別図第2，3のとおり

3 一般事項

- a) 本役務は、設計図書・国土交通省航空局制定空港土木工事共通仕様書並びに監督官の指示により作業するものとし、特に記載がなくても技術上当然なすべき事項は積極的に実施するものとする。
- b) 本役務に使用する資機材、消耗品は全て請負側において準備する。
- c) 役務実施に伴い既存施設の破損または汚損させないように十分注意する。また破損、汚損が生じた場合は速やかに監督官へ報告し、請負者の負担において原状へ復旧すること。
- d) 山形空港内では山形空港事務所及び監督官の指示に従い行動し、指示があった場所以外への立入は禁止とする。
- e) 本役務内で使用する電気及び水はすべて請負者側で用意するものとする。
- f) 役務完了後、請負者立会いの下、検査官による完了検査を受けなければならない。また、不合格の場合は、速やかに手直しを実施して検査官の再検査を受けるものとする。

4 特記事項

4.1 除草要領

- a) 除草方法は草刈のみとし、集草や梱包は行わないものとする。
- b) 草の刈込高さは5 cm基準とする。
- c) 作業時間は山形空港運用時間内（日中）に実施する。

4.2 その他

- a) 本役務実施にあたり請負者は作業計画書（実施工程、現場組織、使用機械、作業方法、緊急時の連絡体制、安全管理等）を提出し、監督官の承認を受けるものとする。
- b) 本役務は「山形空港制限区域安全管理要領」に基づき実施するものとする。
- c) 本役務は監督官及び山形空港事務所と調整の上、実施するものとする。
- d) 本役務に際し、本仕様書に疑義が生じた場合は速やかに監督官と協議し、監督官の指示に従うものとする。
- e) 伐根により発生した木くず等は、請負業者が責任をもって処分場へ運搬し、適正に処理を実施するものとし、処分場が発行する処理証明書を監督官に提出するものとする。

5 報告書類

報告書類の内容は次による。

- a) 作業状況写真（作業の前、中、後及び監督官の指示事項に基づき撮影）
- b) 別表「提出書類一覧表」及びその他、官側が提出を求める書類。